

(別紙)

三次元造形支援 利用約款

本約款は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）の三次元造形支援事業（以下「本事業」という。）に関する公社とお客様との基本的な合意事項を定めるものです。

(定義)

第1条 本約款において、お客様とは公社に対し本事業の申込みを行おうとする、もしくは行ったものを言います。

(事業の対象)

第2条 東京都内に主たる事業所を有し、ものづくりを目指す中小企業等とし、次の各号のとおりとします。

- (1) 広域多摩イノベーションプラットフォームの各事業に参画またはこれから参画しようとするもの。
- (2) その他、公社多摩支社長（以下「支社長」という。）が認めるもの。

(事業の内容)

第3条 本事業における支援の内容は、次の各号のとおりとします。

- (1) 三次元CADデータの作成及び修正等の助言。
- (2) 3Dプリンターの操作及び造形並びにそれら全般に関する助言。
- 2 本事業の実施は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとします。

(利用手続き)

第4条 三次元造形支援を利用しようとするお客様は、三次元造形支援申込書（以下「申込書」という。）に記入のうえ、支社長あてに提出するものとします。

(利用料金)

第5条 無料とします。

(利用の制限)

第6条 支社長は、次に掲げる事項の状況により、利用を制限することがあります。

- (1) 利用回数
- (2) 造形物の形状
- (3) 造形物の個数
- (4) 造形時間
- (5) 材料の使用量
- (6) その他、支社長が認めるもの

(利用の取り消し)

第7条 支社長は、次の各号に該当するときは、利用の取り消しを行うことがあります。

- (1) お客様が本約款または支社長の指示に違反したとき。
- (2) 申込書の内容に齟齬が生じたとき。
- (3) お客様が公序良俗に反する行為をしたとき。
- (4) 災害、機器の故障等の事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- (5) その他の事情により、支社長が特に必要と認めたとき。

(非賠償責任)

第8条 第3条第1項並びに前条の規定によりお客様が被った損害について、公社はその賠償の責を負いません。

2 お客様に引き渡した造形物の破損やそれに起因する二次的損害について、公社はその賠償の責を負いません。

(利用権の譲渡禁止)

第9条 お客様は、利用の権利を譲渡または転貸してはなりません。

(損害賠償の義務)

第10条 公社または東京都が所有する物件について、お客様が滅失または毀損したとき、お客様は支社長が相当と認める損害額を賠償しなければなりません。ただし、支社長がやむを得ないと認めたときは、その額を減額または免除することができます。

(秘密厳守)

第11条 公社は、本事業の推進にあたりお客様から提出された申込書や三次元CADデータについては、情報セキュリティ要綱（公社要綱第95条）に基づき、厳重に取り扱うものとします。